

【新旧対照表】暗号資産現物取引説明書

(傍線の部分は変更部分)

新	旧						
<p>1. 取引の様態</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③ 資金決済法第2条第7項第3号に定義する同項第1号及び第2号の行為に関するお客様の金銭又は暗号資産の管理。</p> <p>④ <u>資金決済法第2条第7項第4号に定義するお客様の暗号資産の管理</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 取引要綱</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>積立サービス</u></p> <p><u>積立サービスは、暗号資産販売所における暗号資産の現物取引において、自動で定期的な暗号資産の購入を可能とするサービスです。お客様が指定した積立設定に基づく買い注文について当社が相手方となって取引を行う店頭取引であり、暗号資産の購入が可能です。</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>取引の種類</u></td> <td><u>暗号資産現物取引</u></td> </tr> <tr> <td><u>取引方法</u></td> <td><u>インターネット</u></td> </tr> <tr> <td><u>取引方式</u></td> <td><u>販売所取引（店頭取引）</u></td> </tr> </table>	<u>取引の種類</u>	<u>暗号資産現物取引</u>	<u>取引方法</u>	<u>インターネット</u>	<u>取引方式</u>	<u>販売所取引（店頭取引）</u>	<p>1. 取引の様態</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③ 資金決済法第2条第7項第3号に定義する同項第1号及び第2号の行為に関するお客様の金銭又は暗号資産の管理。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 取引要綱</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p>
<u>取引の種類</u>	<u>暗号資産現物取引</u>						
<u>取引方法</u>	<u>インターネット</u>						
<u>取引方式</u>	<u>販売所取引（店頭取引）</u>						

<u>取引銘柄</u>		
<u>取引時間</u>	<u>暗号資産販売所と同様</u>	
<u>取引上限</u>		
<u>注文の種類</u>	<u>積立設定に基づく成行注文</u>	
	<u>成行注文については、「10.注文の種類と執行方法」をご参照ください。</u>	
	<u>積立設定</u>	
	<u>積立頻度</u>	<u>設定ごとに毎日・毎週・隔週・毎月から選択可能</u>
	<u>積立金額</u>	<u>設定ごとに 1,000 円～200,000 円（1 円単位）</u>
	<u>購入・売却の別</u>	<u>暗号資産の購入のみ</u>
	<u>積立期間</u>	<u>無期限</u> <u>※「積立」ページからお客様が解除されるまで継続されます。</u>
	<u>積立設定件数</u>	<u>上限なし</u>
	<u>積立開始日</u>	<u>積立申込受付から 30 秒以内に開始</u>
<u>積立設定解除</u>	<u>設定ごとに随時解除可能</u>	
<u>支払通貨</u>	<u>日本円（JPY）</u>	
<u>自動引き落とし口座</u>	<u>入出金口座</u> <u>※銀行口座からの自動引き落としには対応しておりません。</u>	

注文のキャンセル	<u>成行注文はキャンセルできません。</u>	
取引価格	<u>お客様が指定した暗号資産の種類、積立金額をもって、約定時点の価格及び数量で決定されます。</u>	
取引受渡日	<u>暗号資産販売所と同様</u>	
カバー取引		
	(略)	(略)
5. 取引銘柄	(略)	5. 取引銘柄
	(略)	(略)
<u>暗号資産販売所、積立サービス</u>	(略)	<u>暗号資産販売所 (追加)</u>
	(略)	(略)
9. 注文の指示	(略)	9. 注文の指示
	(略)	(略)
<u>積立サービス</u>		<u>(追加)</u>
① <u>注文する銘柄</u>		
② <u>積立頻度</u>		
③ <u>積立金額</u>		
<p>当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。</p>		<p>当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。</p>
① 購入又は売却に必要な金銭又は暗号資産量が不足している場合		① 購入又は売却に必要な金銭又は暗号資産量が不足している場合

② 相場の急変等により、積立サービスにおいて設定された積立金額が暗号資産販売所の最低注文数量を下回る、又は最大注文数量を上回る場合

③ 当社システムのメンテナンス中や、システム障害等の予期せぬ事象が発生した場合

④ 当該注文が本説明書等に適合しておらず、又は違反している場合

⑤ 前各号に定める場合のほか当社が不適切であると認める場合

15. 暗号資産現物取引手数料

(略)

暗号資産販売所、積立サービス

暗号資産販売所及び積立サービスにおける取引手数料は無料です。

(略)

附則

(略)

2023年2月28日改定 施行

2023年3月23日改定 施行

2023年3月31日改定 施行

以上

(追加)

② 当該注文が本説明書等に適合しておらず、又は違反している場合

③ 前各号に定める場合のほか当社が不適切であると認める場合

15. 暗号資産現物取引手数料

(略)

暗号資産販売所 (追加)

暗号資産販売所 (追加) における取引手数料は無料です。

(略)

附則

(略)

2023年2月28日改定 施行

2023年3月23日改定 施行

(追加)

以上

以上